

(1) 派遣先給与年額の算定

本省等は、派遣職員 13 名の支給割合の決定に当たり、派遣先給与資料に記載されている「Dependent child supplement」(扶養児童手当)、「Spouse allowance」(配偶者手当)等の手当が派遣先の勤務の対償として支給されることを把握していたが、これらの手当が子女教育手当に相当するなどとして、派遣先給与年額に含めていなかった。

しかし、これらの手当の内容を確認したところ、「Dependent child supplement」(扶養児童手当)は子を扶養している派遣職員に対して支給される手当であり、また、「Spouse allowance」(配偶者手当)は配偶者の年間総所得が一定額を超えない派遣職員に対して支給される手当であるなどしていた。このため、これらの手当はいずれも、教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給される子女教育手当に相当する手当に該当せず、扶養手当に相当するものであることなどから、派遣先給与年額に含めるべきであった。

(2) 外務公務員給与年額における住居手当の算定

本省等は、派遣職員 30 名の支給割合の決定に当たり、外務公務員給与年額のうち住居手当を算定する際に、限度額と家賃とを比較していずれか低い方の額を用いていた。

しかし、住居手当については、限度額と、家賃ではなく家賃相当額のいずれか低い方の額を用いることとなっており、上記の派遣職員 30 名について、限度額と家賃相当額とを比較すると、いずれも家賃相当額の方が低くなることから、家賃相当額を住居手当として用いるべきであった。

(1)及び(2)の事態を踏まえるなどして派遣職員 36 名の支給割合を派遣職員別に修正計算すると、正しい支給割合(0 %～99%)は本省等が決定していた支給割合(5 %～100%)に比べて、いずれの派遣職員についても小さくなり、その差は1ポイントから26ポイントまでとなっていた。

したがって、派遣職員 36 名について、正しい支給割合に基づいて派遣期間中の派遣職員給与を算定すると計 193,928,300 円となることから、派遣職員給与支給額計 223,925,897 円との差額 29,997,597 円が過大に支給されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、本省等において、支給割合の決定に当たり、通知等に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注4) 36名のうち7名は、(1)の13名及び(2)の30名の両方に該当している。

役務・補助金

- (163) 委託事業の委託先及び国庫補助事業の補助事業者となっている会社において、虚偽の
(164) 業務日誌を作成して実際には委託事業等の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額及び国庫補助金の交付額が過大となっていたもの

(後掲 401 ページの 8 府省庁の項参照)